

障害者雇用をすすめている事業主の皆様へ

障害者活躍企業を認証します!!

6月1日より
申請受付開始
(8月31日まで)

～障害者雇用をさらに広げ
働きやすい職場づくりをすすめるために～

障害者活躍企業認証事業とは?

- ✓ 障害者の障害特性に配慮した雇用管理や雇用形態の見直し等の優れた取組を実施している
- ✓ 障害者を多数雇用し障害者が活躍している

こうした企業を、厚生労働省からの委託を受けた全重協（公益社団法人全国重度障害者雇用事業所協会）が障害者活躍企業として認証します。



平成30年度障害者雇用支援月間ポスター原画 写真の部
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長賞「きれいにできた!」三木誠さんの作品

認証のメリット

- ✓ 認証状が交付されます。
より一層の障害者雇用に向けて職場の理解が進みます。
- ✓ 認証マークを貴社のパンフレット、ホームページ、名刺等に使用できます。
社会的信用が向上します。
- ✓ 全重協のホームページ、事例集等に紹介されます。
障害者雇用を積極的に取り組んでいることをアピールし、企業名称や事業内容を含めて知名度がアップします。



平成28年度障害者雇用支援月間ポスター原画 写真の部
厚生労働大臣賞「いくぞBチーム!」石川由美子さんの作品

問合せ先

お気軽にお問い合わせください



全重協

公益社団法人全国重度障害者雇用事業所協会
Japan Association of Employers of Persons with Severe Disabilities

※全重協（公益社団法人全国重度障害者雇用事業所協会）は重度障害者等を多数雇用する事業所の団体です。

〒104-0032 東京都中央区八丁堀三丁目11番11号エクセルビル6階

TEL : 03 (6280) 3627 FAX : 03 (6280) 3628 ホームページ : <http://www.zenjukyo.or.jp/index.html>

障害者活躍企業の認証基準

次の3つの要件を満たしていることが必要です。

- ①障害者の定着支援のための職場環境提供に向けた先進的な取組を実施していること
- ②積極的継続的な障害者雇用を推進していること
- ③障害者が活躍できる企業としての信頼性・社会性を兼ね備えていること

詳細については、**障害者活躍企業認証事業（全重協）**のホームページをご覧ください。

申請手続きから認証までの流れ

STEP 1 企業からの申請書の提出

- ・申請を希望する企業はインターネットにて申請書をダウンロードし（「障害者活躍企業認証事業」→「2認証を受けるには」の「申請書等の様式」）、所要事項を記入の上、全重協へ郵送で申請してください。記載内容の主なものは次のとおりです。
 - (1)障害者の職場定着支援のための取組
 - (2)職場における障害者の活躍についての社内理解促進のための取組
 - (3)障害者のキャリア開発（能力開発、ジョブローテーション等の人材開発）のために実施している取組
 - (4)障害者職場定着推進チーム、ジョブコーチ等による支援の状況
 - (5)外部の支援機関や医療機関等との連携状況
 - (6)障害者雇用に関する社会的貢献等
- ・なお、申請書の記入例も併せて掲載していますので、参考にしてください。
- ・これまでに認証を受けた企業名（39社）も掲載しています。

STEP 2 「障害者活躍企業」の認証

- ・令和元年秋に開催予定の「障害者活躍企業認証事業委員会」（学識者等で構成）において、申請書を審査し、「障害者活躍企業」の認証を決定します。
- ・認証された企業には、「障害者活躍企業認証状」と認証マークが授与されます。
- ・「障害者活躍企業事例集」に掲載する原稿を提出して頂きます。



認証マーク



認証状

STEP 3 「障害者活躍企業事例集」の作成

- ・貴社の取組が「障害者活躍企業事例集」に掲載されます。
- ・事例集は、全重協ホームページに掲載される他、障害者雇用に取り組む企業等に配布されます。
- ・これまでに作成された事例集は、ホームページ「障害者活躍企業認証事業」に掲載しておりますので、閲覧およびダウンロードすることができます。



平成30年度事例集

【障害者活躍企業に関して詳しくはこちらをご覧ください】

障害者活躍企業認証事業

WEB詳細はこちら!

<http://www.zenjukyo.or.jp/ninsho/index.html>